

令和 3 年度鴨川市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 3 年度鴨川市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 481,628 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 16,277,795 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 3 年 6 月 8 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

## 1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		1,623,297	237,928	1,861,225
	2 国庫補助金	526,509	237,928	764,437
16 県支出金		1,023,248	22,615	1,045,863
	1 県負担金	573,600	981	574,581
	2 県補助金	351,019	19,194	370,213
	3 委託金	98,629	2,440	101,069
19 繰入金		894,754	193,185	1,087,939
	2 基金繰入金	893,748	193,185	1,086,933
22 市債		882,980	27,900	910,880
	1 市債	882,980	27,900	910,880
歳入	合計	15,796,167	481,628	16,277,795

## 2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		194,257	△ 3,374	190,883
	1 議会費	194,257	△ 3,374	190,883
2 総務費		2,676,396	36,055	2,712,451
	1 総務管理費	2,287,053	34,633	2,321,686
	2 徴税費	190,635	1,422	192,057
3 民生費		5,700,799	37,728	5,738,527
	1 社会福祉費	2,996,025	5,675	3,001,700
	2 児童福祉費	2,205,851	32,053	2,237,904
4 衛生費		1,551,707	13,641	1,565,348
	2 清掃費	759,799	13,641	773,440
6 農林水産業費		603,094	76,803	679,897
	1 農業費	459,200	61,935	521,135
	2 林業費	43,101	7,796	50,897
	3 水産業費	100,793	7,072	107,865
7 商工費		339,300	108,971	448,271
	1 商工費	339,300	108,971	448,271
8 土木費		726,407	152,367	878,774
	1 土木管理費	153,255	2,482	155,737

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 道路橋梁費	494,147	120,239	614,386
	3 河川費	1,766	13,000	14,766
	4 都市計画費	55,823	8,381	64,204
	5 住宅費	21,416	8,265	29,681
10 教育費		1,125,619	42,937	1,168,556
	2 小学校費	191,019	2,827	193,846
	3 中学校費	112,573	8,965	121,538
	5 社会教育費	197,664	435	198,099
	6 保健体育費	452,986	30,710	483,696
11 災害復旧費		4,000	16,500	20,500
	1 農林水産施設災害復旧費	4,000	16,500	20,500
歳 出 合 計		15,796,167	481,628	16,277,795

第2表 債務負担行為補正

追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
グループウェア運用支援保守委託料	自 令和3年度 至 令和8年度	4,543
一般廃棄物中継施設整備等支援業務委託料	自 令和3年度 至 令和4年度	1,353

第3表 地方債補正

追加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業基盤整備事業	3,700	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金につい て、利率の見直し を行った後におい ては、当該見直し 後の利率)	政府資金及び地方公共団 体金融機構資金については その融通条件により、銀行 その他の場合にはその債権 者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合に より、据置期間及び償還期 限の短縮、繰上償還並びに 低利債への借換えをすること ができる。
基幹水利施設整備事業	1,600			
河川改修事業	6,300			
急傾斜地崩壊対策事業	3,600			
計	15,200			

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地方道路等整備事業	21,600	普通貸借 又は 証券発行	5.0% 以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限の短縮、繰上償還並びに低利債への借換えをすることができる。	52,600	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
幹線市道整備事業	104,100				79,400			
農林水産施設過年発生単独災害復旧事業	2,600				9,000			
計	128,300				141,000			